

令和8年1月16日

事業者 各位

上天草市長 堀江 隆臣
(公印省略)

質疑回答書

質問書にて質疑のあった事項について、以下のとおり回答します。

No.	質問	回答
1	令和8年度上天草市立姫戸小学校スクールタクシー運行の際、別ルートで使用中の車両コミューターや小型バス、又はタクシーを予備車登録は可能か。	<p>ご質問の内容につきまして、以下のとおり回答いたします。</p> <p>まず、本業務はタクシー車両による運行を前提としているため、バス車両(コミューター・小型バス等)を予備車として登録することはできません。</p> <p>タクシー車両を予備車として届け出る際は、基本的に「利用予定児童数が全員乗車できる車両」をご登録ください。</p> <p>ただし、万が一の事故等が発生した場合でも、運行を継続できるように条件を満たす車両が複数台ない場合は、特定大型車よりも小さいタクシー車両を予備車として届け出ることは可能とします。</p> <p>なお、上記の小さい車両を使用することにより、児童が一度に全員乗車できず、ピストン運行(複数回送)が必要となる場合であっても、年間の運行便数の範囲内で調整することとし、そのことを理由とした委託料の増額は行いません。</p> <p>また、その際の具体的な運行方法については、必ず教育委員会と事前に協議のうえ決定するものとします。</p>

	<p>「運行距離及び運行時間算定表」に記載ある運行速度 30 km/h について 回送時間を求める速度として 30 km/h 以下で算出する。という認識でよい か？</p> <p>姫戸町内の通学路の大部分の道路標識は、法定速度 30~40 km制限であり、歩行者 の数、天候、交差点、坂道、信号・横断歩道等の道路環境を考慮すれば、徐行 速度で走行しないと安全運行は保てない 区域が多いため。</p>	<p>ご質問の「運行距離及び運行時間算定表」における運行速度 30km/h につきましては、安全な運行を担保するための目安として設定しているものです。</p> <p>実際の道路状況につきましては、区間ごとに法定速度が異なるほか、30km/h を下回る速度での安全運行が必要となる場面もあるかと思います。</p> <p>そのため、回送時間の算出にあたっては、単に一律の 30km/h を適用するのではなく、当該ルートの実情を踏まえたうえで必要な時間をお見込みいただき、実際に要する運行時間を算出していただくようお願いいたします。</p>
2		

※質問については、質問書の内容から体裁、誤字等について、一部修正を行っています。

※提出期限を超過して提出された質問書に対しては、回答をしておりません。